

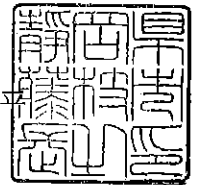


藤枝市告示第162号

平成26年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による志太広域都市計画事業水守土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から、次のとおり藤枝市の区域内の町の区域を変更することについて、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

藤枝市長 北村正



水守三丁目に編入する区域

水守564、565の1、566の1、566の2、567、568、569
の1から569の4まで、573の1、573の2、574から584まで